

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）六ツ林池地区）計画を平成30年3月5日定めた。

その関係書類を坂出市建設経済部産業課において平成30年3月16日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成30年3月9日

香川県知事 浜 田 恵 造